

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
 (令和6年度予備費：タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業 等)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（「<u>国総地第131号</u>、<u>国自旅第349号</u>」、<u>「国総地第121号、国自旅第194号」</u>）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第2条 国土交通大臣は、<u>令和5年度第一次補正予算及び令和6年度予備費</u>に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第3条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第3条 （略）</p>	<p>附 則（「国総地第131号、国自旅第349号」）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第2条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第3条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第3条 （略）</p>

別表 1 (略)

別表 2 (第 6 条第 1 項関連)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益の見込み額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込み額の $9/20$ に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)
2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。
当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)
地域キロ当たり標準経常費用 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。
当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と活性化法定協議会が算出する経常収

別表 1 (略)

別表 2 (第 6 条第 1 項関連)

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 (補助対象経費の算出方法)

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用と経常収益の見込み額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込み額の $9/20$ に相当する額を限度とする。(補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。)
2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。
当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表 6 に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。(沖縄県及び離島に係る運行系統を除く。)
地域キロ当たり標準経常費用 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
3. 経常収益の見込額は、次式によって算出して得られた額以上の額とする。
当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 \times 当該補助対象系統の計画実車走行キロ
ただし、新設運行系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の $11/20$ に相当する額と活性化法定協議会が算出する経常収

益の見込額のうち、いずれか高い額とする。

4. 補助対象系統が他の運行系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 ×
$$\left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$$

5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない運行系統であって、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3年間に限り、この限りではない。

(注)

1. 「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者（地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準

益の見込額のうち、いずれか高い額とする。

4. 補助対象系統が他の運行系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合運行系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。

当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 ×
$$\left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$$

5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。ただし、過去に地域公共交通計画、生活交通確保維持改善計画又は被災地域生活交通確保維持計画において補助対象となっていない運行系統であって、別表25の地域公共交通協働トライアル推進事業の要件を満たす地域公共交通計画に位置付けられた補助対象系統にあっては、3年間に限り、この限りではない。

(注)

1. 「運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、運送予定者（地域公共交通計画に運送予定者として記載された者。以下この表において同じ。）の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準

により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

4. 前項の規定に関わらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」は、当該運賃改定が行われた時期に応じて①～③によって算出される額を前項で得られる額から減じた額とする。

ただし、①～③によって算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分を上回る場合は、当該差分を前項で得られる額から減じた額とする。

①基準期間に運賃改定が行われた場合

「基準期間における1キロメートル当たりの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」÷（1+「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」）

②基準期間の前補助対象期間に運賃改定が行われた場合

により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、運送予定者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

4. 前項の規定に関わらず、運賃改定が行われた補助対象系統における実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表6に基づく補助ブロック毎に定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合の「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」は、当該運賃改定が行われた時期に応じて①～③によって算出される額を前項で得られる額から減じた額とする。

ただし、①～③によって算出される額が「当該運送予定者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額」と「地域キロ当たり標準経常費用」の差分を上回る場合は、当該差分を前項で得られる額から減じた額とする。

①基準期間に運賃改定が行われた場合

「基準期間における1キロメートル当たりの経常収益」×「当該運賃改定に係る運送予定者の運賃の平均値上げ率」

②基準期間の前補助対象期間に運賃改定が行われた場合

<p>「①で算出される額」 × 2 ÷ 3</p> <p>③基準期間の前々補助対象期間に運賃改定が行われた場合</p> <p>「①で算出される額」 ÷ 3</p> <p>5. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。</p> <p>（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。</p> <p>（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。</p> <p>（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。</p> <p>別表3～33（略）</p>	<p>「①で算出される額」 × 2 ÷ 3</p> <p>③基準期間の前々補助対象期間に運賃改定が行われた場合</p> <p>「①で算出される額」 ÷ 3</p> <p>5. 「離島」とは、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第3条第三号に規定する離島をいう。</p> <p>（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。</p> <p>（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。</p> <p>（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。</p> <p>別表3～33（略）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------